

質 問 回 答 書

番号	質 問	回 答
1	先般新たに閣議決定された規制改革に伴い、院外薬局の敷地内誘致は可能ですか。	閣議決定では、「平成27年度検討・結論、平成28年度措置」とされており、今年度、厚生労働省において検討されることとなっています。 措置された場合においても、旧知多市民病院の施設は、都市計画法上の市街化調整区域内に立地しており、既存施設である病院とそれ以外の用途の施設を同一敷地内に併設することはできないため、院外薬局を敷地内に誘致することはできません。
2	屋上のソーラーパネルが破損等した場合は、市で対応していただけますか。	ソーラーパネルの破損等により、建物又は周囲への危険性が認められる場合は、対応を協議させていただきます。
3	「慢性期等病院運営提案書」の2 診療機能等 (1)入院機能 で開設当初と将来(ex.1～2年後)で機能が変化する場合は、どのように記入すればいいですか。	提案書に記載する病床数は、病床整備計画書及び病院開設許可申請書に記載する予定の病床数としてください。 なお、提案書6(1)のスケジュール欄に、開設当初と将来でどのように病床数が変化するかを記載してください。
4	病院開設と同時に医療法人が付帯事業として運営可能な事業(訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等)の開設も可能でしょうか。	旧知多市民病院の施設は、都市計画法上の市街化調整区域内に立地しているため、病院の附属施設と認められる場合に限り可能です。
5	医療機能確保のための施設改修「概算額」の記載方法は、全内容一括しての記載でしょうか、建物・建物付属・医療器械・車輛等固定資産の勘定科目及び修繕費区分の区分けが必要でしょうか。	「概算額」は、合計額を記載してください。ただし、ヒアリング等で内訳を確認させていただく場合があります。
6	建物等改修範囲について、建物躯体の改修(コンクリート壁の撤去等)や建物(倉庫等)の一部撤去及び敷地内で新たに建物付属装置(例:冷却塔等)を設置することは可能ですか。	建物躯体の改修については、現行の建築基準法と同程度の安全性が担保されれば可能です。 倉庫等の建物の一部撤去については、施設の有効利用の観点から、合理的な範囲内と認められる場合に限り可能です。 冷却塔等の建物付属装置の設置については、可能です。
7	システム関係の備品(番号表示器、自動精算機、再来受付機等)やサーバー室の機器類(モニター、プリンタ、システムラック等)については、リストを提示していただけますか。	システム関係の備品やサーバー室の機器類のリストについては、作成していないため提示できません。 なお、左記のうち番号表示器の本体、自動精算機の本体及びシステムラックについては、譲渡可能です。その他の機器等については、個別にお問い合わせください。
8	弱電のインフラ関係、PHSやネットワークの系統図の提供は可能でしょうか。また、外部との電話回線接続について、既存で敷設されている場所と種別と本数の情報提供は可能でしょうか。	弱電のインフラ関係、PHSやネットワークの系統図については、最新の状態を反映させていませんが、既存の図面等の提供は可能です。 また、電話回線接続についての情報提供も可能です。